

平成三十年十一月十五日提出  
質問第六三三号

政府提出の入管法改正案で新設される特定技能一号、二号の在留資格の者が日本人と結婚した  
場合の在留資格変更に関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

政府提出の入管法改正案で新設される特定技能一号、二号の在留資格の者が日本人と結婚した

場合の在留資格変更に関する質問主意書

政府提出の入管法改正案で新設される特定技能一号、二号の在留資格で在留している者が、在留期間内に日本人と結婚した場合の在留資格変更について、以下質問します。

一 上記の場合、在留資格を「日本人の配偶者等」に変更できるのか、政府の見解を伺います。

二 「日本人の配偶者等」に変更できた場合、就労の制限はなくなり、特定技能で決められた業種とは異なる業種でも働くことができるようになるのか、政府の見解を伺います。

三 「日本人の配偶者等」の外国人が、離婚した場合、在留資格はどうなるのか、引き続き、我が国に在留できるのか、政府の見解を伺います。

右質問する。